

鳥取縣公報

昭和十五年九月二十日
第千六百六十七號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

告示

◆鳥取縣告示第七百二十號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ（分娩セシモノ未ダ種付セザルモノ近ク種付セントスルモノヲ含ム）及種牡牛ノ檢診ヲ左ノ通施行ス 依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診證ヲ携帶シ指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十五年九月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

| 検査月日 | 検査場所 | 検査区域 | 牽付時刻 |
|--------|---------|------------|------|
| 九月二十日 | 高麗村 検査場 | 高麗村 一圓 | 午前八時 |
| 同 二十一日 | 名和村 同 | 名和村及御來屋町一圓 | 同 |
| 同 二十三日 | 字田川村 同 | 字田川村 一圓 | 同 |

| | | | | | |
|---|------|-------|---|-------|---|
| 同 | 二十四日 | 淀江町 | 同 | 淀江町 | 同 |
| 同 | 二十五日 | 大和村 | 同 | 大和村 | 同 |
| 同 | 二十六日 | 日吉津村 | 同 | 日吉津村 | 同 |
| 同 | 二十七日 | 巖村 | 同 | 巖村 | 同 |
| 同 | 二十八日 | 大高村 | 同 | 大高村 | 同 |
| 同 | 三十日 | 縣村 | 同 | 縣村 | 同 |
| 同 | 十月一日 | 大幡村 | 同 | 大幡村 | 同 |
| 同 | 二日 | 春日村 | 同 | 春日村 | 同 |
| 同 | 三日 | 大山村赤松 | 同 | 大山村赤松 | 同 |

◆鳥取縣告示第七百二十一號
價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年九月二十日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣清涼飲料工業組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ清涼飲料ノ製造業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

| (イ) 額 | | 品名 | 規格 | 單位 | 生産者販賣價格 | 卸賣價格 | 小賣價格 |
|-------|---|--------|----------|-------|---------|-------|------|
| 果實 | 水 | 糖度六度以上 | 一合(但シ中味) | 〇、〇五 | 〇、〇五 | 〇、〇五 | 〇、〇七 |
| 同 | 同 | 同 | 七勺(但シ中味) | 〇、〇三五 | 〇、〇四〇 | 〇、〇四〇 | 〇、〇五 |

右ト内容量ノ異ナルモノノ價格ハ右ノ價格ヲ基準トシ其ノ内容量割合ニ依リ算出シタル額トス

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年九月二十日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第七百二十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年九月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 因幡飴販賣組合

(ロ) 地區 因幡部一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ因幡飴ノ販賣ヲ爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

| 種別 | 規格 | 單位 | 卸賣價格 | 小賣價格 |
|--------|------------------|-------------------|------|------|
| ぎょうせん飴 | | 卸 一貫 小賣 百 匁 | 二、七〇 | 〇、三二 |
| 板 飴 | 一枚ノ目方二百六 十匁モノ | 卸 一貫 小賣 二十六匁一包 | 〇、八〇 | 〇、一〇 |

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年九月二十日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第七百二十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組員タル資格ヲ有スル者ニシテ組員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年九月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣茶商組合聯合會

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 組員タル資格

地區内ニ於テ茶ノ生産並ニ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

| 種別 | 規格 | 卸賣價格 | | 小賣價格 | | 備考 |
|-----|---------|------|--------|------|-------|----|
| | | 單位 | 價格 | 單位 | 價格 | |
| 碾 茶 | 京都産 一號品 | 一貫 | 一三五、〇〇 | 百 匁 | 一八、〇〇 | |
| 同 | 二號品 | 同 | 一一二、五〇 | 同 | 一五、〇〇 | |
| 同 | 三號品 | 同 | 九〇、〇〇 | 同 | 一二、〇〇 | |
| 同 | 四號品 | 同 | 七五、〇〇 | 同 | 一〇、〇〇 | |

00213

00212

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|------|------|------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 玉露真粉及粉茶 | 同 | 同 | 同 | 煎茶真粉及粉茶 | 焙茶 | 同 | 同 | 同 | 同 | 川柳 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 一號品 | 四號品 | 三號品 | 二號品 | 一號品 | 四號品 | 六號品 | 五號品 | 四號品 | 三號品 | 二號品 | 九號品 | 八號品 | 六號品 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 四五、〇〇 | 三、七五 | 六、〇〇 | 七、五〇 | 一一、二五 | 六、七五 | 五、二五 | 六、〇〇 | 六、七五 | 七、五〇 | 八、二五 | 六、七五 | 七、五〇 | 九、七五 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 六、〇〇 | 〇、五〇 | 〇、八〇 | 一、〇〇 | 一、五〇 | 〇、九〇 | 〇、七〇 | 〇、八〇 | 〇、九〇 | 一、〇〇 | 一、一〇 | 〇、九〇 | 一、〇〇 | 一、三〇 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 同 | 煎茶 | 同 | 同 | 同 | 同 | 玉露 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 京都産三號品 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 五號品 | 十號品 | 九號品 | 八號品 | 六號品 | 四號品 | 三號品 | 十號品 | 九號品 | 八號品 | 七號品 | 六號品 | 五號品 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 一一、二五 | 一五、〇〇 | 一五、〇〇 | 一八、七五 | 二二、五〇 | 三七、五〇 | 六〇、〇〇 | 七五、〇〇 | 二二、五〇 | 三〇、〇〇 | 三七、五〇 | 四五、〇〇 | 五二、五〇 | 六〇、〇〇 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 一、五〇 | 二、〇〇 | 二、〇〇 | 二、五〇 | 三、〇〇 | 五、〇〇 | 八、〇〇 | 一〇、〇〇 | 三、〇〇 | 四、〇〇 | 五、〇〇 | 六、〇〇 | 七、〇〇 | 八、〇〇 |

| | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 同 二 間 半 | 同 三 間 | 同 四 間 |
| 八 | 八 | 八 |
| 四八 | 五八 | 七五 |
| 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 |
| 二三 | 二三 | 二三 |
| 以上 二五 | 以上 二五 | 以上 二五 |
| 生地 洋紙打 間似合打 | 生地 洋紙打 間似合打 | 生地 洋紙打 間似合打 |
| 三、九〇 五、三〇 六、四〇 | 五、一〇 六、六〇 七、九〇 | 一〇、二〇 二〇、二〇 七、九〇 |
| 四、二九 五、八三 七、〇四 | 五、六一 七、二六 八、六九 | 二二、一四 二二、一四 一〇、八六 |
| 五、三六 七、二九 八、八〇 | 七、〇一 九、〇八 一〇、八六 | 一〇、二〇 二〇、二〇 一〇、八六 |
| 洋紙打 間似合打 | 洋紙打 間似合打 | 洋紙打 間似合打 |
| 一三、二〇 一四、五二 一五、一八 | 一三、二〇 一四、五二 一五、一八 | 一三、二〇 一四、五二 一五、一八 |
| 一五、八〇 一七、三八 二一、七三 | 一五、八〇 一七、三八 二一、七三 | 一五、八〇 一七、三八 二一、七三 |

- 一 荷造費及包装費ハ賣主ノ負擔トシ運賃ハ買主ノ負擔トス
 二 スキ打、ヤマキ打ハ洋紙打ノ拾錢上リトス
 三 新聞似合打ハ間似合打ノ拾錢下リトス
 四 二號品ハ各種共拾錢下リトス
 五 各種共色物ハ拾錢上リトス

◇鳥取縣告示第七百二十五號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ニ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年九月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 組合ノ名稱及地區
 (イ) 名稱 鳥取縣和紙販賣商組合
 (ロ) 地區 鳥取縣一圓
 二 構成員タル資格
 地區内ニ於テ和紙ノ販賣業ヲ營ム者
 三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

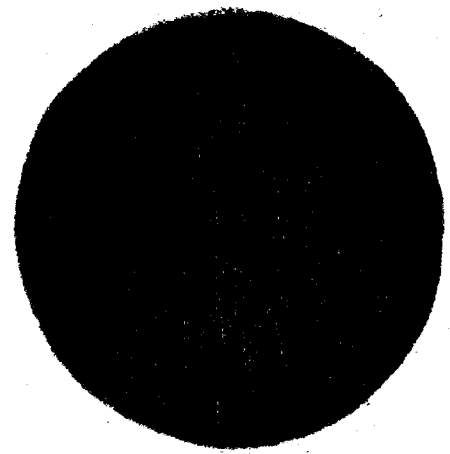
| 種別 | 品 種 | 規 格 | 單 位 | | 價 格 | | 備 考 |
|----|-----------|------------------------|-----|------|------|------|----------------------|
| | | | 單 位 | 價 格 | 單 位 | 價 格 | |
| 和紙 | 傘 紙 | 主トシテ楮ノモノ 六五〇匁付 | 一 束 | 五〇〇枚 | 七九三 | 二〇枚 | 四〇 |
| 同 | 楮半紙 | 楮五割程度ノモノ 一〇〇〇匁付 | 一 締 | 一〇〇枚 | 一〇五〇 | | |
| 同 | 楮半切紙 | 主トシテ三疊ノモノ 六寸五分九〇〇匁付 | 一 締 | 一〇〇枚 | 一四一〇 | 二〇枚 | 三七 |
| 塵紙 | 京花紙 手漉 | 主トシテ楮ノモノ 二〇〇匁以上 | 一 締 | 二〇〇枚 | 四二〇 | 一〇〇枚 | 二五 |
| | | | | | | | 一尺二分×七寸五分 特 等 特 判 |

| | | | | |
|----|------|----|----|----|
| 至自 | 至自 | 至自 | 至自 | 至自 |
| 同同 | 同十二月 | 同同 | 同同 | 同同 |
| 四三 | 月一 | 二二 | 二二 | 二二 |
| 日日 | 二日 | 四日 | 三日 | 十日 |
| | | 五日 | 日 | 日 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| | | | | 上 |
| | | | | 北 |
| 三 | 旭 | 淺 | 長 | 條 |
| 德 | 村 | 津 | 瀨 | 村 |
| 村 | | 村 | 村 | |

彙報 第七十二號

專變特報



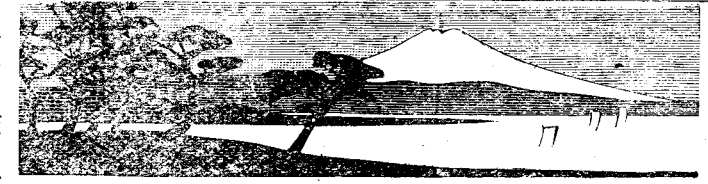
舉國一致 盡忠報國 堅忍持久

目次

| | |
|-----------------|-------------|
| 物價停止令一周年 | (商工課) 一七頁 |
| 國防國家の建設 | (時局課) 二〇頁 |
| 本年の鳥取縣春蠶收購高 | (統計課) 二五頁 |
| 綿製品の切符制度 | (商工課) 二七頁 |
| 改正森林法の施行に關して | (林務課) 三一頁 |
| 日本民族と海 | (社事兵事課) 三二頁 |
| 本年の鳥取縣菜種實收高 | (統計課) 三八頁 |
| 時局と發明 | (商工課) 三九頁 |
| 秋季農繁と工礦勞務者の一時歸農 | (規畫課) 四二頁 |
| 祕密戰への防衛 | (時局課) 四三頁 |
| 軍兎祭と兎の飼育 | (規畫課) 四七頁 |
| 十月の家庭蔬菜園藝 | (農産課) 四九頁 |

二十は事仕て分八は飯だ下時戰

物價停止令一周年



「價格等統制令」と云ふ勅令が「地代家賃統制令」「賃金臨時措置令」「會社職員給與臨時措置令」と共に昨昭和十四年十月十八日に公布されて、すべて物價や運送賃料金等が昨年の九月十八日(地代家賃に付ては昭和十三年八月四日)現在の價格を以て十月二十日から停止を命ぜられ、その後政府に於て適正な價格を定めて國民生活の安定を圖ることとなつたことはその當時にも記した處でありませんが、この所謂九・一八ストップ令から茲に一ケ年が経過いたしました。その後當局では「暴利行為取締規則」を改正せられ、各種の物價についてはその「公定價

格」や「協定價格」を定め、或は九・一八の「停止價格」や輸入關係品に對する「許可價格」昨年九月十八日には全然無い品であつて、其の後に新たに製造されたものに對する「新製品」に對する價格等を明示する爲に(協) (統) (新) の表示が各商店に施されすべての商品に價格が記されてゐることは皆さん御承知の通りであります。

抑々わが國の物價は事變前も、近年漸次騰貴の勢を辿つて來てゐたのでありますが、今回の事變勃發以來この趨勢は更に甚しくなり、これをそのまゝにして置くことは到底出來ない事態に立ち至つたのであります。と云ふのは今回の事變を遂行して行く爲には非常に澤山の金が要るのでありますが、この澤山の戦費を賄つて行く爲には、これまでのやうに國內需要品の爲に金を外國に拂つて外國から物資を買つてゐるは立ち行かないので、國內の消費、即ち日常生活用品は出來る限り、と云ふより殆ど全部外國からの輸入をしないことになりました。綿や毛類や金屬、ゴム等がその例で

あります。

従つてこれ等の物の價格は、經濟上の原則によつて需要があるのに供給が止まるのですから相場の上つて來るのは當然の成り行きでありました。それに又戰爭に使はねばならぬものや外國に輸出する爲の産業は益々多くなるのでありますから、これに要する人の手が足らなくなるのでその賃金は高くなる一方であり、従つて高い賃金で仕事をしてこしらへる物の價格が騰貴するのは、自由經濟の下に於ては當然の結果といはねばならぬのであります。

しかし物價があがると云ふことは生活費がたかくなると云ふことであり、生活費が高くなれば多く賃金を得ても結局初めと同じことであるから、前の理由で、又賃金が高くならねばならず賃金が上れば又物價が上ると云ふわけで収入と物價は追つかけ合ひになつて物價はいくらでも騰貴して來るのであります、それに右の軍需又は輸出産業に従つて居る者は金廻りがよいと云ふので高くても物を買ふと云ふことになれば

物價の騰貴はその停止するところを知らないこととなるわけでありませぬ。

この状態が即ち悪性インフレーションの状態でありまして、こんな風になつたら國民生活といふものは極めて危険なものになり、それに戰爭の費用即ち飛行機をつくるにしても彈丸をつくるにしても、國家のこれまでの豫算では作れなくなつて來るので自然豫算の膨脹となり、それだけ國民の負擔増加となり、國民生活はいよいよ不安定となり、國民の貯蓄心はなくなつて自暴自棄の状態ともなるものであります、かくては國家は滅亡に至るの外に道はないのであります。このよい實例が前世界大戦當時に於けるドイツであります。二十數年前ドイツは戰闘には勝ちながら、遂にこの悪性インフレによる經濟の破綻の爲にあの敗亡を見ねばならなかつたのであります。

こんな具合でありますから我が國の經濟は、これを從來のやうな自由經濟のまゝに置く事は絶対に出来ませんので、こゝに政府は今日の統

制經濟の道を取ることになつたのであります。

物資の製造統制や配給統制と同じく、物價の停止命令は實にこの重大な時局、聖戰の貫徹の爲に是非なさねばならぬ經濟組織でありまして、吾々は充分この處を承知して、よしんば日常生活にいろ／＼の苦痛と不便がありましたもこれを辛抱して、將來の我が帝國の輝かしい光明と東洋の永遠の幸福の爲に、即ちこの大東洋の新体制建設の爲に私情私慾を克服して、國家の政策に順應し協力して行かなければならぬのであります。

物價停止の法律はこのやうな我が國の重大な國策に基くものであります、もしこれが圓滿に行はれないやうであつてはこの度の支那事變も充分に行ふことは出来ず、東亞新秩序の建設も大東亞共榮圈の樹立も一場の夢となつてしまふ外仕方がないのであります。

一軒の家にとつて見ましても、その家勢の大發展又は大事業の計畫をしてこれを完成しようと積極的に立ち上るときには、全家族が食物も

着物も極めて粗末なものを使用しながら、日常生活の不自由をもいとはずに唯將來の事業完成を期待する明るい希望の下に、晝夜をわかつたナリフリかまはず奮闘せねばならないのであります。我が國の現状はあたかもこの新興の意氣に燃えつゝ食べるものもロクに食べないで、衣服も住居も世間態も顧みず事業に奮進してゐる一家の姿に髣髴たるものであります。吾々國民は日常生活の苦痛を克服して、滅私奉公、一に國家の大目的完成の爲に國策に協力して行かなければならぬのであります。

然るに數多い國民の中にはまだこの重大なる意味がわからず、或はわかつてゐても從來の自由經濟時代の習慣からぬけきれないで古い商業道にとらはれ、自分一個の利益を圖つて國策の運営を妨げ、しかも國家の衰退はひいては自己の衰退滅亡であることを考へないで闇取引や買溜賣惜みを行つたり、定められた價格にそむいた取引をして經濟警察のお世話になる者のあることは、まことに残念な次第であります。

時は今や我が國興廢の分岐點であります。そして國家の興廢は決して政府の施設のみで出来るものではありません。吾々國民が私心私慾を省みないであらゆる國策に協力してこそ、事變の目的は貫徹せられ、東洋の平和境は建設せられ我が國を中心とする東亞の共榮圈は樹立せられて輝かしき日本の將來が約束せられるのであります。吾々は一層時局認識を新たにすると共に國策協力に對する覺悟を固め、統制經濟の完全なる實現に邁進しようではありませんか。

尙、規定せられた公定、協定等の價格について、中にはすべての賣買はこれによらねばならぬやうに考へてゐる人もあるやうに聞きますが、これはもとより賣買すべき最高價格でありまして、各種の狀況によつてこれより高く賣りたい場合でも、これ以上の高い相場で賣つてはならないと云ふ最高標準なのです。市況によつてこれより安價に賣買されることは何等差支へないのでありますから、念のため申し添へて置きます。

國防國家

の建設



△國家群對立の現勢

從來の西洋文明を中心とする世界は自由主義の世界でありました。人と人、國と國とは各々その個々の力によつて自由に競争して行く世界であつたのであります。しかし今や世の中は人も國家もお互にその範圍に應じて適當に協同して、相互に利害相補ひながら一致協同してお互の平和と幸福とを享受して行かねばならぬ傾向に向つてゐるのであります。國家の生活で云ふならば數個の國家がその共働体をつくつて、その國家群によつて世界競争場裡に勝利を占めやうとする風に變つて來つゝあるのであります。

イギリスは世界に比類のない廣大な領域にわたつて、世界史上無類の長期に亘つて世界の覇權を握つて居つたのであります。今度の歐洲戰爭と東亞に於けるわが支那事變と相俟つて、大英帝國の世界支配体制は搖がうとし、例へば中部ヨーロッパに於てはフランス、ベルギー、オランダ、ポーランド、ノールウェー等の國々がドイツを中心として軍事經濟の一分野を擔任することに成るのではないかと想像されます。ソ聯邦はその廣大な版圖と附近の小國とによつて一國家群を作つて行かうとしてゐるやうでありますし、又アメリカをみるとその富の力は正に世界第一でありまして、資源に富み、文化は發達し、科學は進み、その國防は太平洋西南洋のために極めて安定してゐるのであります。なほ米洲の大國家群によつて世界制覇を圖つて居ります。

即ち將來世界に於ける強國なるものは、從來の一等國の觀念から飛躍した綜合國家、つまり強國を中心とした數個の國家群が單位となるわけでありませぬ。この度のわが支那事變が東亞新秩序の建設となり、更に一步を進めて南洋を含む大東亞共榮圈の樹立となつて來ましたのも全くこの世界の情勢に對處する我が國策の當然の發展であります。

△國家の防衛

そも、近代戰の趨勢は、武力戰爭の規模がすばらしく大きくなりまして、それに參加する兵力とか軍の科學的裝備といふものが非常なものとなつて來ました。従つてこれに對する一國の産業力、延いては經濟力、人的資源の良否等が重要な要素となつて居ります。又戰爭の手段方法も武力戰ばかりでなく、經濟封鎖戰や思想戰が盛んに行はれる複雑多岐な國家總力戰となつて居ります。

従つて世界の競争場裡に於て、他の國家群に伍してその平和と幸福とを確保しようとするれば何としても人的に物的に、他に依存しない自營圈を樹立しなければならぬのであります。しかもそれは、いざ戰爭となつてから準備するの

では間に合ひません。現に今度の歐洲戦争に、ドイツは今日あるを覺悟して平時からちやんと準備に怠らなかつたのでありますが、フランスや英國はその準備に立遅れてゐたために忽ちにして破れ、或は負けさうになつて來てゐるのであります。即ちドイツ戦争の原因は、戦争の爲に國家がよく整備されてゐたことに歸着します。

このドイツの教訓は各國に對して次の世界情勢に對處するために、政治に經濟に文化に再檢討を加へる傾向を生じて來ましたが、その結論は即ち「國防を主眼として國家態勢を有機的に統一整備する」と云ふことになつて來るのであります。

△國防國家の理想型

今、國防國家の理想型とはどんなものであるかと考へて見ますと、第一に軍備が質・量ともにその國是遂行を保障するに充分なものであること、政治が一元化され強力化されてゐること、經濟的に公益優先主義によつて組織せられ、國民生活が確保されるやうに運営されること、資

源的には自給自足が可能であること、工業的には軍需を充分に充足し得ること、科學的には敵の意表に出で得る發明能力を有し、思想的には國民の精神を健全に發展せしめ得る資質を有すること等、廣義國防の要素が立派に整備せられた國家が理想型であると云ふべきであります。

我が國企圖する東亞共榮圈なるものは、東アジャ大陸と西太平洋の陸と海とに亘るものであります。これを防衛することが我が國の任務なのであります。

この東亞共榮圈を脅すものが隣邦たるソ聯であり米國であることは云ふまでもありませんが尙英國もこれに加へて考へねばなりません。われ／＼は、これ等に對して不脅威不侵略の整備をすることが絶對に必要なのであります。

これが爲にはわれ／＼は、是非ともこの大東亞の共榮圈を一日も早く完成して、我が國はこの共榮圈の中心勢力として、この共榮圈をめぐる國家群に對しておくれを取らぬだけの國防体

制を整備しなければならぬのであります。

△國防國家と政治体制

皇國政治の根本理念は申すまでもなく、天皇親政とわが家族制度の特長を充分に發揮し、完全な家族的生命体を構成するにあります。

近時歐洲自由主義文化の浸潤と共に、わが國の政治も漸次これに化せられてその統一性を失ひ、現下の錯綜する内外の情勢に對應し得ない點を生ずる傾向も見受けられますので、こゝに政治態勢を綜合強化して敏速果斷、施政奉公の實を擧げることが喫緊の要務となつて居ります。

又、如何に科學が進歩しても、すべての重大施設の第一の要素が「人」であることに變りはありません。これに對する國家諸般の對策、即ち國家体育の振興、醫療施設、人口増加政策等が緊急の要務となつて來るのであります。

△國防國家と經濟

皇國經濟根本の理念は、皇道に即する經濟でなければなりません。即ち萬民をしてその處

を得せしめんとしたまふ聖旨に即して、全國民が經濟奉公に参加し得る制度組織であることを要します。中間搾取を除き、不勞所得を排し、名實共に失業なからしめて舉國の民がその知識技能に應じて最大の能率を盡し、國家の經濟建設及びその運営に協力すべき体制を以て理想とします。

わが國の經濟が明治以來歐米資本主義の經濟体制をとり入れて、企業の自由な發展によつてわが經濟力が飛躍的に向上し、産業が隆々として振興して來た事は蓋ふべからざる事實であります。然るに今や世界の情勢は轉變し、經濟がいはゆる經濟戰として廣義國防の重要な一單位を擔當するに至つて、到底これを國民個々の自由放任することは出来なくなつて來たのであります。自由主義に立脚する經濟原理の矯正こそ、國防國家建設に於ける重大使命であります。

次に軍需資源の確保は國防國家の重大喫緊事であり、例へば石油、鐵、石炭、ゴム、錫銅、磷等が我が國の共榮圈内に含まれてゐな

ば、即ちこれ等のものが戦時に於て敵國となる公算の多いものとの貿易に依存すると云ふ如きは、國防國家建設上の一大弱點であります。

△國防國家と文化

教育は人をつくる。教育が一番大切であることは今更説明を要しません。従つて學問、學理を初め宗教、哲學、科學、藝術、思想等に關してもわが國独自の指導原理が必要であります。從來英國は英語を世界に普及し、自由主義を基調に置く政治經濟文化を以て近世の世界を經營してゐたと云つてもよいのでありまして、我が國にもこの影響を受けた者が多かつたのでありますし、また一方にはソ聯の共產主義系のものもあつたのであります。これでは國防國家としての内部に大きな精神的缺陷が存在するわけでありませぬ。

また從來の學校教育の知育偏重を是正して、訓育に重點を置き、實用教育を向上することが必要であります。教育は教育それ自身よりも環境の支配を受けることが極めて大であります。

幸ひ皇國內外情勢の激變してゐる今日、教育は學校ばかりでなく社會的にも家庭的にもこの好機に根本的な刷新を行はねばならぬのであります。

近代戰が科學戰であることは今さら喋々を要しません。イギリスが世界制覇に成功したのも科學の方であり、ドイツが今日のやうに國力を恢復した有力な一原因も科學の力であります。この點わが國は大いに努力すべき餘地が多いと思はれます。

今や新体制はわが國刻下の重大問題となつて來ました。われ／＼の父祖は明治維新の大革新を實行して、鎖國日本、封建日本を開放し、二十世紀の日本と致しました。われ／＼も父祖に劣らぬ努力を以て昭和の國防國家の建設を完成し、以て皇國二千六百年代の歴史の上に輝かしき一頁を添へなければなりません。



本年の鳥取縣 春蠶收繭高

本縣に於ける本年の春蠶は

| | |
|------|------------|
| 養蠶戸數 | 二二、六二六戸 |
| 掃立數量 | 六一七、四七一グラム |
| 收繭高 | 五六二、六一九貫 |
| 總數量 | 五六二、六一九貫 |
| 總價格 | 六、六六〇、〇一七圓 |
| 内譯 | |
| 白繭 | 五六二、〇二四貫 |
| | 六、六五三、一八八圓 |
| 黃繭 | 五九五貫 |
| | 六、八二九圓 |

であつて、之を前年に較べると

| | |
|------|---------------|
| 養蠶戸數 | 二、〇〇五戸(八分一厘)減 |
| 掃立數量 | 四〇四、七二九グラム |
| 收繭高 | (三割九分六厘)減 |

| | |
|----|------------|
| 數量 | 二八二、〇五三貫 |
| 價格 | 一、二五八、一二五圓 |
| | (二割五分九厘)減 |

となつてゐる。

尙ほ本年の收繭高を最近三ヶ年の自昭和十二年三ヶ年平均收繭高

| | |
|----|------------|
| 數量 | 八〇六、九〇〇貫 |
| 價格 | 五、三二六、八三三圓 |

に較べると

| | |
|----|------------|
| 數量 | 二四四、二八一貫 |
| 價格 | 一、三三三、一八四圓 |
| | (二割五分)減 |

本年の春蠶は昨年に於ける早害に依り桑樹の被害甚大であつて、加ふるに五月上旬に於ける霜害に依り桑葉の減收を見越して飼育を見合はせたものがあつたため、前年に較べて養蠶戸數八分一厘を減少し、掃立數量亦三割九分六厘の

減少を見てゐる。
 而して本年の蠶作は掃立以來氣候概ね適順であつて、病虫等の被害なく良好な生育を遂げたのであるが、併し掃立數量の減少に依つて前年に比し三割三分四厘の減收を示し、又價格は前

年に較べると相當昂騰したのであつたけれども結局收繭高の減少に依つて一割五分九厘の減少となつたものである。
 之を各郡市別に示すと次の如くである。

| 郡市 | 養蠶戸數 | | 蠶種掃立數量 | | 繭 | | 繭 | | 繭 | |
|-----|-------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|------------|----------|--|
| | 戸 | 瓦 | 瓦 | 貫 | 白 | 黃 | 高繭 | 前年掃立ノ數量ニ比シ | 前年收繭高ニ比シ | |
| 總數 | 三、六六六 | 六七、四七一 | 五三、六一九 | 五二、〇三四 | 九五五 | 四〇四、七九〇 | 二八二、〇五三 | | | |
| 鳥取市 | 三九九 | 八、四〇〇 | 七、五六六 | 七、五六六 | — | 三、六五〇 | 一、八四五 | | | |
| 米子市 | 六七〇 | 三、五一一 | 二六、〇三三 | 二六、〇三三 | — | 一三、九四五 | 一〇、〇一一 | | | |
| 岩美郡 | 一、三七〇 | 二〇、三三三 | 一九、六六五 | 一九、六六五 | — | 一一、三九〇 | 八、〇四三 | | | |
| 八頭郡 | 三、八四五 | 一〇三、六〇六 | 一〇三、四八六 | 一〇三、四八六 | — | 七五、四三三 | 五四、〇三九 | | | |
| 氣高郡 | 二、五九九 | 五〇、二九二 | 五〇、〇三七 | 五〇、〇三七 | — | 二四、二四八 | 一七、一三三 | | | |
| 東伯郡 | 七、六八二 | 二〇七、八六一 | 一九〇、〇六八 | 一九〇、〇六八 | — | 二六、五〇三 | 九三、〇四五 | | | |
| 西伯郡 | 五、五〇六 | 一八五、九六五 | 一五九、七三三 | 一五九、七三三 | — | 一三〇、九三〇 | 八八、五四八 | | | |
| 日野郡 | 六、一五 | 八、四八四 | 六、九六三 | 六、九六三 | — | 八、七〇三 | 九、三九八 | | | |



綿製品の切符制度

△特免綿製品

纖維製品は古來生活必需品の筆頭であるが、わけても綿製品はその數量の多い點に於て、またその用途の廣汎な點に於て一頭地を抜いてゐることは御存じの通りである。

このやうに重要な物資であるが、遺憾なことには原料の棉花が殆ど輸入に依存してゐるために、支那事變遂行の必要上設けられた物資動員計畫では、國內用の綿製品といふものは一應わが國から消滅してしまつたといつて差支へない程度に壓縮されて、その穴埋めとしてスフ製品を以て代用することになつてゐるのである。しかしながらスフ製品には、本質的に水に弱

いとか、激しい使用に堪へないとかいふ弱點があるもので、用途によつて是非綿製品を以てせねばならない向きもあるのである。従つて少量ながら國內用綿製品も從來生産されてゐるのである。その一番大きい用途は「軍需品」は別として、いはゆる「生産資材」と稱するものである。工業用瀘布とか、自動車のコードタイヤとか、漁網とかいつた類の製品がこれである。これ等は衣料品ではないが「衣料品」の中でも生産資材に準すべき品物がある。軍手、地下足袋や労働作業衣などはこの類である。これ等の製品はいはゆる「特免綿製品」として或る程度生産されてゐるが、一般國民の生活に缺くことの出来ない晒や金巾といった類の製品は、先づ完全に姿を消してしまつた。

しかし國民一般の消費に充てる綿製品が全然生産されてゐないわけではない。これ等の製品にも亦二種がある。その一つは、紡績工程に生ずる落棉と、ステール・ファイバーで出來た(㊦)十番と稱する混

紡糸を原料とする製品である。いふまでもなく内地用の綿製品の製造は僅少に制限されてゐるが、元來綿業はわが國輸出の産業の大宗であるから、今日でも紡績業全体としては相當の操業が行はれてゐるのであつて、その紡績工程に於て生ずる落棉の量も相當數量に上るのである。その短い纖維の落棉を長い纖維のスフでつないで紡績した絲が(㊦)十番であつて、スフの弱點を相當補ふことが出来る。十番手といふ太い絲であるから、用途には自ら制限があつて、今日ではネル、軍手、軍足、メリヤス、靴下(これは今日では底の部分だけに使用されてゐる)といったものが製造されてゐる。これ等は正確な意味で綿製品とはいへないが、特免綿製品として取扱はれてゐるのである。

第二のものは、製品の用途上スフでは代用しにくい種類のものに製造が認められてゐるものがある。ガーゼ、手拭、紺木綿等がこれであつて、その數量は特に僅かである。

このやうに今日まで日常の衣料關係を充足す

べき綿製品の供給は極端に壓縮されてゐるからこの際特免の範圍を擴げて、眞にスフでは代用できないものには、最低限度でよから棉花を使用させよとの議論があるのである。その趣旨は、漸次物資動員計畫中にも採り入れられていくことであらうが、とりあへずの問題としてはすでに製造されつゝある特免綿製品だけでも、國民に公平に公定價格で供給したいといふ考へから、これ等の特免綿製品の中から、配給機構が整備されたものについて切符制度によつて配給されることになつてゐる。

△切符制度になつた品物

まづ切符制度を適用される品物は何かといふと、前記の紺木綿、綿ネル、手拭地の三種の外に嬰兒用の肌着用綿布(晒金巾)が加へられてゐる。

「晒金巾」は輸出検査に不合格となつたものであつて、一年間に生れる嬰兒に各六碼三十六吋巾のもの及綿ネル各五碼を配給し得る數量の確保ができてゐる。元來不合格であるから厚薄

各種のものがあつて、各人に一樣のものが行かないことになるのであるが、これは豫め諒承しておかねばならぬ。「綿ネル」もこの肌着用綿布(晒金巾)と同量の生産があるので、二者を合せて嬰兒用品として配給することとなつてゐる。

「手拭地」(俗に云ふ日本手拭)の數量は今日の生産現狀では一年間に國民一人當り一本を供給するに足らないのであるが、これは何とかしてなるべく早く増産ができるやうに考へられてゐる。

「晒木綿」については當局としては、その數量の上から云つてもまた配給の對照となつてゐる點からいつても、小學校の五年以上の男兒に對して一人一反といふ配給案を立て、全國に通牒せられてゐる。勿論大人向の紺も生産せられてゐるが、政府の方針では切符制から除外されてゐるけれども、本縣に於ては其の市町村の人口によつて割當をなし、切符制によつて配給をなす方針である。

なほ今後の紺の生産は、兒童用品の生産に主力が注がれる豫定であるから大人用のものゝ生産は著しく減少することゝなるであらう。

△切符制度のやり方

以上の綿製品はそれ〴〵の配給經路を通つて最後に縣の織物雜貨小賣商業組合聯合會及び日本百貨店鳥取縣支部(丸由百貨店)にどこけられるのであつてすでに現物は織物商聯と丸由百貨店に入荷してゐる。そこで商聯及び丸由百貨店は毎月届けられた商品についてそれ〴〵配給計畫を立て、切符を發行することになつてゐる。綿ネル、肌着用綿布、手拭地は既に配給済である。

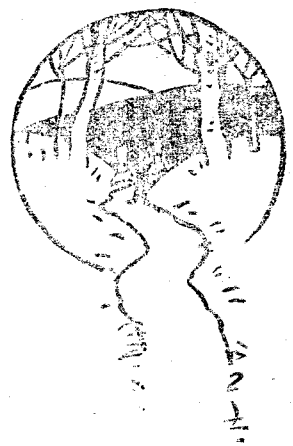
紺木綿は近く價格の決定を見配給の豫定である。

切符は地方長官の査閲を受けて更に市町村長に配布される。市町村長はそれ等の切符を品種によつて便宜な經由機關を通じて消費者に交付する段取になる。その經由機關といふのは、嬰兒用品については市町村の戸籍係であり、紺木

綿は市町村長及び小學校長であり、手拭は町内常會、部落常會を通じて隣組單位に交付される。隣組の内部のことは豫め順番を抽籤などで決めておいて、手拭の配給があつた度に右の順位で上位の者から順々に受取ることとなつてゐる。

配給綿製品の切符、即ち購入票は先づ現品と照合して發行することになつてゐる。絶対に空切符を出さないためである。毎月配給するのが原則であるが、嬰兒用品は豫定が立ちにくい性質のものであるから、市町村長が其の月に出生した嬰兒の數の報告をなしたものによつて縣は購入票を交付する。現品は必ず商業組合の共同配給所に保管して置く必要がある。手拭は數量が少い間は隔月に購入票を發行する場合もあらうが、いづれにせよ現品が販賣所の手に入つてから購入票を消費者に交付することにした。次に購入票の有効期間は交付の日から大体一ヶ月である。不要の人は無理に買ふやうなことをせず、購入票を経由機關に返却してもらひた

い。ドイツの衣料カード制の實施に當つては、たゞ單に切符を提示しただけでは物は買へない即ち官廳に店頭して、眞にその必要ありと決定されて初めて購入の許可を受ける段取りとなつてゐるさうで、あやしいと考へられる場合は家宅搜索を行つて、果して必要なりや否やを實證するといふことである。わが國の今回の配給はそれまでにせられてはゐないのであるが、國民としては既に持つてゐる品物や、我慢のできる品物はたとへ切符をもらつても、買控へをするやうに勵行していたゞきたいのである。又この購入票には、經由機關の裏書捺印が必要である。それを缺いてゐるものは一應効力のない切符であると御承知を願ひたい。



改正森林法施行に關して

森林法中改正法律は昭和十四年三月法律第十五號を以て公布せられ其の施行期日が本月四日勅令第五百五十八號を以て公布になり、愈々九月十日より實施せられることになつたので、縣に於ても時局柄之が運用に關し適正を期する様に種々考慮することになつた。

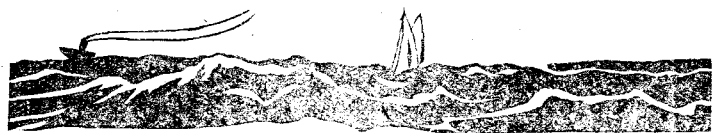
今回の改正の主點は林野の營林監督と森林組合に關するものであつて、全面的に改正せられたものである。營林監督に於ける主なる點は町村有、部落有、社寺有を初め私有でも現在の森林

を五十町歩以上所有する者は、今後三年以内に於て其の伐採、造林の方法に付て施業案を編成して認可を受ける事になつたのである。又、森林生産の保續を圖るの要ありと認められた場合は、地方長官は地域又は箇所及期間を定めて、伐採の方法や造林に付て適當に指定する事が出来ることになつたが、若し此の命令或は指定に従はぬ場合には相當制裁を受けることは勿論である。

次に森林組合であるが、今後設立しやうとする組合は町村を區域としたものでなければ認めないことになつてゐる。而して組合の目的は森林生産の保續を圖るのが第一であるから、先づ事業としては組合員の森林に對して施業案を編成することが必要となつたのである。その他、林道、貯木場、苗圃等の事業があるが、最も重要なのは組合員の出資に依つて積極的に造林、集荷斡旋等の施設をすることが出来る點である。要するに營林監督でも森林組合でも、其の目的は森林生産の保續を期するにあるのであるから、將來此の目的を完遂するには凡て森林に對

して施業案を編成することが最も必要である。然るに施業案の編成を命ぜられたものが個々に之を樹立することは甚だ困難であるから、此の際森林組合を設立し組合の事業として縣の指導に俟つて編成することが最も近道であると思はれるのである。仍て縣は組合設立に關して積極的に獎勵する事になつてゐる。

伸びる森林 保険で守れ



日本民族と海

△二千六百年を
一尺とすれば

ここに一尺の「ものさし」を出して、これを二千六百年であるとするれば、半分の五寸の處が一千三百年前、丁度大化改新の頃である。次の其の半分、二寸五分に當る處がいまから六百五十年前、丁度蒙古襲來の頃にあたる。その手前の半分、一寸二分五厘の處は三百二十五年前、江戸幕府の二代將軍秀忠の頃、御朱印船が遠く南洋の各地に進出し、シヤム(現在のタイ國)やジャバ等には日本町さへあつた時代、日本民族の海外發展が最も顯著であつた時代である。それから二十餘年の後、あの鎖國

が斷行されたのである。

更に其の半分、六分二厘五毛に當る處は今から凡そ百六十二年前であり、この頃アメリカは獨立した一國となつたのであるが、我が日本では竹内式部や山縣大貳の尊王運動が、幕府の忌避する處となつて間もない頃である。其の次の半分、いまから八十一年前、凡そ三分一厘に當る處が皇紀二千五百十九年、彼の櫻田門の變の前年であり、アメリカやフランスとの條約に關して長崎、函館、神奈川の三港を開いた時である。この年安政の大獄があつて吉田松陰や橋本左内、賴三樹三郎等が處刑された。明治維新の斷行された時から十數年前のことである。

思へば我々の日本が、今日のこの國威隆々たる時代へ轉換した明治維新は今から七十餘年前で、皇紀二千六百年の長さを一尺の「ものさし」とつて見れば僅に三分の處にあるのである。この僅か七十餘年間に於て隆々たる大發展をなした國運の下に、我々が輝く皇紀二千六百年を迎へることの出來のは、實に何とも言葉でいひ

現せない感激である。而もこの七十餘年間に於ける近代日本の成長が、明治天皇以後御歴代の御稜威のもとに、この日本を取り巻く海洋を自由に開拓して行つた處にあるのは云ふまでもない。しかしてこれこそ海に育てられた日本民族の傳統が、内に外に逞ましく發展した結果である。では、その日本民族の傳統は、如何に我々の祖先によつて受け継ぎ受け継がれて來たか。

△傳統的な海洋の制壓

最初に初めの一千三百年間、大化改新までを見よう。この間に於ける日本民族の理想を示し傳統を傳へ、而もその現實を語る「日本書紀」に依れば、我々の祖先の活躍の如何に海洋に關するものが多いことか。これは日本神話の最も大きな特色とさへなつてゐる。この神話のうちから生れた日本民族であつて見れば、神武天皇の御東征に始まる建國の歴史が、海洋の御制壓に始まるのは當然である。日本國家の組織を整備し給ひ、御肇國(みこしむくに)天皇と申上げた崇神天皇が

「船は天下の要舟なり」と諸國をして船舶を造らしめ給ふてゐるのは、如何に國家の整備に海洋との關係が深かつたかを想起させ、應神天皇の御時阿曇連の祖大瀨宿禰をして處々の海人を統制し、海人の宰に任せられ海人が定められてゐるのは、こゝに新しく海洋の統制が創つたことを想起させる。

此の時伊豆の國をして長さ十丈の船を造らしめそれが「輕く泛んで疾きこと馳るが如し」と記録されてゐるを見れば、日本民族の造船術が如何に舊い傳統の上にあるかが理解される。

この海人部とは海岸にあつて航海を業としてゐたものを統制したもので、いはば今日の海軍である。これが後、朝鮮半島の制壓に大活躍をするのである。雄略天皇の御代、かの任那の日本府長官として派遣された吉備田狹に從つたのは吉備の海人部赤尾であつた。

最も痛快なのは崇峻天皇の御代に、二萬餘の軍を九州に置き、吉十磐金を新羅へ、吉十木連子を支那に派遣して日本府の問題を處理しよう

とした軍事外交相並んで堂々たる態度である。

△われ等祖先の海外雄飛

大化改新後、蒙古襲來に至る六百五十年間、この間一般に知られるのは僅に遣唐使のことだけであるが、淳仁天皇の天平寶字三年三月、博多、壹岐、對馬等の要害の處に船二百隻以上を置いて不慮の變に備へようとし、更に八月には新羅を征せんが爲、北陸道の諸國に八十九艘、山陰道の諸國に一百四十五艘、山陽道の諸國に一百六十一艘、南海道の諸國に一百五艘、合計五百艘の船を三年以内に造ることを命ぜられてゐるのは、如何に海洋の制壓が不斷の國策とし歸て採られたかを示すものであらう。大陸よりの化人が我が文運の進展に貢獻したのも、彼等が此の大陸に進出した我々の祖先によつて連れ歸られ、それが皇室の絶大なる御保護のもとにそれぞれ安んじて其の業に従つた結果である。從つて平安初期に於て「新撰姓氏錄」に記録されてゐる多數の歸化人の子孫が、やがて間もなく日本民族の中に全く融合されてしまつてゐるの

も當然である。

奈良平安の時代を通じて、當時の文化を負擔した貴族たちに反映する大陸との交渉は、この貴族たちと全く別の生活を續けてゐた多くの日本民族による海外發展の結果としてであつたのである。當時の支那文献に日本商船の渡來を屢々語り、遂には日本人が鯨波の險を冒し、舳艫相ふくんで貿易のために渡航することを記録してゐるのも、この日本にあつた現實の一つの反映である。日本侵略を企てた蒙古人クビライがその希望を實現しようとするためには南支の人々の協力を必要としたのであるが、その要求に容易に應じなかつたのも彼等が頻りに渡航する日本商人との貿易を守らうとした爲である。

日本民族の海洋發展は、蒙古襲來後の三百二十五年間に於て最も顯著である。建武中興の前後から大陸に進出した日本人の活躍が、時に武力による制壓となつた時、彼等がこれを「倭寇」△△と記録し、そこに「倭寇」の言葉さへも生れたのである。當時の日本人の活躍はそれが

政局の表面に躍つた人々のものでないだけに、我々はこれを日本内地に遺る史料によつて知り得ず、從つていま迄人々の注意する處が少かつたのを遺憾に思ふのである。

かの金閣や銀閣を遺した時代は、只所謂「倭寇」のことだけではなく、今日我々の持つてゐる「日本歴史」に其の名を遺さなかつた人々の海外發展が、極めて顯著であつた時代である。それは總て琉球や朝鮮、また支那やポルトガルの史料によつて明快にわかつた。それによれば海南島を遙に越えて南方の各地に及び、ジャバ、ポルネオ、シヤム(タイ)から印度の方面まで、この地域で最も活躍してゐたのは我々の祖先であつた。この我々の祖先が、ヨーロッパ人の前衛として東進したポルトガル人を支那まで導いて來、そして廣東での貿易に参加することを許したのである。

そのやうな時代であるから豊臣秀吉の雄圖もあり、そこに印度副王の書なる形式を以てポルトガル人が秀吉へ鄭重なる書を差し出した現實

性もあるのである。これに續くのがかの御朱印船による貿易であり、この頃アジアの海には遍く日本の船が動いてゐた。山田長政はその時代に活躍した一人に過ぎない。

その時代の次に、突如斷行されたのが鎖國である。こゝでは「百姓の食物、常々雜穀を用ふべし、米は猥りに食はざるやうに仕るべきこと」といふ法令さへあつた。他は推して知るべしである。しかし、それは決して日本民族本来のものではない。そこに明治以後この活躍と隆昌を導いた日本民族の眞の傳統があるのを銘記すべきである。

△四面環海の日本

世界地圖を擧げて何時も思ふのは、我々の日本が實にいい位置にあるといふことである。

勿論舊くから中華を以て自任してゐる支那人は、支那が世界の眞中に在ると思つてゐたのだし、イギリスで出來た世界地圖にはイギリスを世界の眞中に置いてあるのだから、世界中どの民族もそれ／＼自分の國が世界で一番いい位置

にあると思つてゐるのだらう。しかし我々日本人としては、我々の日本が占めてゐる位置を思ひ、ヨーロッパなど實に危険千萬な位置にあるやうな氣がして、今度の戦亂などでは全く氣の毒な氣さへするのである。

假りにこれまでの日本が、北はシベリヤの一部に接續し、西は支那の一部に接續してゐて、日本海が大きな湖であつたとすると、我々の歴史は現在我々が持つてゐるのとは餘程趣を異にしたものになつてゐたかも知れない。あの蒙古の襲來だつてあのやうな簡單な結末になつてはゐなかつたであらう。現にあの時より凡そ三百年前、平安京では藤原道長を中心とする榮華の生活がつづいてゐた頃、突如對馬、壹岐を侵し博多を襲つた刀伊賊(今日の沿海州地方に居つた女眞族)は「其賊徒の船、或は十二尋或は八九尋一船の舵三四十許、乗る者五六百人乃至三十人なり、刀を耀して奔騰し、次に弓矢を帶び楫を負ふもの七八十人ばかり相從ふ、かくの如きもの一二十隊をなし、山に登り野を絶り、馬

牛を斬り食ひ、また犬肉を屠る。」と傳へられ、年少の子供たちは「みな悉く斬殺し、男女の壯なるもの四五百人を追取つて船に載す、また運び取るところの穀米の類その數を知らず、更に病弱なるものは海に投げ込んだ、といはれてゐるのだから、其の慘忍さは言語に絶してゐる。従つて蒙古の襲來した際に、萬が一にもあの神風が吹かなかつたとすれば、どんなことが起つてゐるかわからないと思はれる。

二千六百年の永い歴史を通じて、僅かに一度だけしかあのやうな他民族による慘忍な行爲に見舞はれてゐない我々の日本は、其の點だけでも海に衛られて來た有難さが思はれるのである。

しかし海によつて衛られた日本民族である我々の祖先は、決してこの恩恵にのみ浴して生活して來たものではなく、上に記すやうに海に生き、海を制壓して海外に發展し、國威を四方に輝かした歴史があるのである。近世の日本民族をして「島國根性」の退嬰的民族であるかのや

うに誤解せしめたのは徳川封建政治の鎖國政策の爲であつた。嚴重な鎖國政策の中に小さく暮してゐた人々が、その環境の下でその政策上の必要によつて考案した「日本歴史」を徹底的に批判してをして、いま一度本來の「日本歴史」を検討することを忘れた歴史家の責任であつて決して日本民族自體のものではないのである。

今や日本は海によつてその安全を衛らるべきではなくて、海を制壓することによつて敢然として東亞を衛るべき重責にある。日本をめぐる海の方によつて外敵から衛られて、安易な生活を營み得たのは遠い昔の夢である。澎湃として東漸する西洋諸國の勢力は、東洋の海を制壓することによつてこれを防衛する日本の力以外に阻み得ないのである。今次の歐洲戦亂は一時的にこの東漸力を牽制してゐるに過ぎないのであつて、しかも且つその間に東洋侵略の隙を窺つてゐること、は各所に散見される。古き傳統に生きて將來の日本を益々發展せしむべき我々日本民族は、神武天皇が當時の文化としては現在

の太平洋の征服にも比較すべき難航を克服して東征し給ふた大精神や、三百年の昔馬來、南洋に活躍した先人の雄渾な心を心として、海國日本を圍む世界の海を制壓しなければならぬのである。



本年の鳥取縣 菜種實收高

本縣に於ける本年の菜種は
 作付段別 九六〇町五段
 實收高 一四、〇二一石
 價額 四五二、五七九圓

であつて之を前年に較べると
 作付段別 八町五段(九厘)減
 實收高 一、四四五石(九分三厘)減
 價額 五二、五三六圓
 (一割三分一厘)増である。
 本年の菜種作は移植以來氣候概ね適順であつて、雪害等少く病虫害亦僅少であつたが、勞力及施肥の不足に依つて作付反別は前年に比し九厘を減少し、實收高亦九分三厘の減少を示した併し價額は格價の昂騰に依つて前年より一割三分一厘の増加であつた。
 尙ほ之を各郡市別に示すと次の如くである。

| 郡市別 | 作付段別 | 實收高 | 價額 | 増減 | |
|-----|------|------|---------|--------------|--------------|
| | | | | 前年付作段 に比し | 前年實收高 に比し |
| 鳥取市 | 町段 | 三〇、三 | 一四、三八七△ | 四段 | 二五石 |
| | 石 | 四、五 | 九、五〇 | | 三 |
| 米子市 | | 一八、六 | 八、三五△ | | 二、七六一 |
| 岩美郡 | | 一九、五 | 八、七△ | | 二、〇四三 |

| 八頭郡 | 氣高郡 | 東伯郡 | 西伯郡 | 日野郡 | 總數 |
|--------|--------|--------|-------|--------|---------|
| 五〇、三 | 九六、六 | 五三、二 | 一五、二 | 八、八 | 九六、〇、五 |
| 五九 | 一、六五七 | 八、八二五 | 一、九〇七 | 四九 | 一、〇、一一一 |
| 一八、七五△ | 五、六七二 | 二八、三九二 | 六、九五△ | 一、六四三△ | 四五二、五九△ |
| 八、二△ | 一三、八 | 二八、一△ | 三六、九△ | 五△ | 八、五△ |
| 三〇七△ | 三四七 | 三四 | 一、〇三三 | 四三△ | 一、四四五 |
| 三六〇八 | 一九、四七六 | 四五、二六 | 三、〇八九 | 七二六 | 五、五三六 |



時局と發明

近代戦は物資戦である、そして物資戦は要するに科學戦である。世には我が國の教育を知育偏重の教育といつてこれを卻けやうとするものもあるが、それは精神教育の輕視がいけないといふことであつて、決して科學を輕視してよいといふことではない。

かのドイツの今次の戦勝の實例に見るも、如何に科學の力が太い線を以て描き出されてゐることか、前大戦以後の武力的經濟的な血のじむやうな苦しい建設はもとよりであるが、一面ドイツの教育特に科學教育の力が非常な働きをしてゐることを忘れてはならぬ。
 我が國の物的資源が他國に比べて乏しいことは衆知のことであつて、この資源の不足はいはゆる知的資源によつてこれを補給し、さらに進んで新資源の發見發明に全力を注がなければならぬ。即ち政府はこれが爲に、この發明

發見の保護獎勵に對して特別なる努力を盡してゐるのでつて、近時科學振興調查會を設置して種々研究を進める等、科學の向上發達に極力拍車をかけてゐるのもこれがためである。

わが國發明界の現状を見ると、事變前の昭和十一年の統計によると特許及び實用新案の出願件数は六萬三千四百三十三件であつて、ドイツに次いで世界で第二位を占めてゐたのであるが、事變勃發翌年の昭和十三年度には合計五萬三千六百三十五件に減少してアメリカに次ぎ世界第三位となつてゐる。しかし人造ゴム、人造羊毛、ステープルファイバー、人造皮革、染料、鐵鋼アルミニウム、マグネシウム、ニッケル、鋼、鑛油、液体燃料、硝子纖維等主として時局關係のものは、事變前に比べて著しい躍進ぶりを示し、その中には相當刮目すべき發明もあつて、大いに意を強うするに足る次第である。

このやうにわが發明界の現状は量的にも質的にも歐米先進國と比肩して、特に事變下に於ては獨自の進展を示してゐるのであるが、政府で

は時局に伴ふ發明考案の重要性に鑑みて、發明界の總動員体制を整へる爲に昭和十三年一月、特許法第十五條及び第四十條の規定に基いて「特許收用令」を制定公布し、發明又は考案が軍事上もしくは公益上必要なものである場合は主務大臣の請求によつて、商工大臣は特許又は登録不許與、制限附特許又は登録特許又は登録實用新案を受くる權利の收用、特許又は登録實用新案の實施、特許又は登録の制限又は取消しなど必要と認める處分を決定することとしてゐる。

次いで同年五月施行された國家總動員法第十三條第二項では、總動員業務に屬する工場事業場等を政府で公用徵收する場合、その施設で現に實施してゐる特許發明、又は登録實用新案を實施することが出来る旨を規定し、同六月施行された「軍用資源秘密保護法」では、軍事上秘密を要する發明考案について同法を適用することとし、軍事上秘密を要する發明考案の秘密漏泄の防止に關して適切な措置を講ずる等、戰

時下に於ける發明考案の取扱に遺憾なきを期するとともに、他方重要物資の使用制限に伴ひ、昭和十三年以降引續き代用品の發明研究を助成しさらに昭和十二年度に開始した發明實施援助の事業を擴充することとなつたのである。

わけても代用品工業の確立は、たゞに不足資源の補填策として重要なばかりでなく、原料の自給による國際貸借の改善或は物資の使用制限に伴ふ轉失業對策に貢獻するところが大であり更に將來に於ける産業躍進の基礎たるべきものとして代用品工業の確立こそ現下時局に於て眞に喫緊の要務といふべきである。

そこで商工省では代用品製造試験費補助、見本品製造費補助、代用品發明研究補助等代用品の發明研究、中間工業化試験、代用品工業の確立に至るまで、代用品工業振興に關して諸種の方策を實施してゐるのであるが、特許局では代用品工業の基礎的部門である代用品に關する發明考案、または其の技術的研究の指導獎勵に當り、大いに代用品工業の育成發展に努められて

ゐる。

一方優秀な發明考案で、實施する機會なくそのまゝ權利の消滅するものも相當數に上るものと認められるのであるが、これは特許制度本來の趣旨に反するばかりでなく、國家經濟の上から云つても甚だ遺憾のことである。殊に時局下にあつて發明考案の實施を促進するのは焦眉の急と認められるので、十二年度以降帝國發明協會に特に補助金を交付し、協會内に發明實施援助部を設けさせ、發明家と事業家との密接な連絡を保ち、優秀な發明考案の實施化に努めてゐる。

以上大体時局下に於ける發明に對する政府の施設について記したのであるが、わが發明研究界を總動員して時局に對應し遺憾なきを期するには、ひとり政府の施設のみでは足らないのであつて、官民協力一致、今後一層適切なる對策を考察してその發達と實用に努めることが必要である。時局の進展に伴ひ、ますます責任の大なるを自覺して、この際全國民の一層の努力を

希望する次第である。

秋季農繁と

工鑛勞務者の一時歸農



時局下に於ける食糧農産物の確保は益々重要であるが、青壯年者の應召を初め各種軍需工業や生産擴充計畫による各種工業、輸出品製造工業や鑛山等に對する人的資源の需要増加のために、農村では追々勞働力の不足を生じつゝあるので、農林省では關係方面と協議計畫して今春農繁期に於ける工鑛勞務者の一時歸農を實施して、これ等農村勞働力の補給を圖つたのであつたが、今秋の收穫期に於ける農村勞力調整のために企畫院、厚生省を中心に關係各省と協議の結果、又工場、鑛山勞務者を動員して勞力調整を實施することゝなつた。

この工鑛業勞務者を農業生産確保に協力せしめる方策としては、農家出身の工鑛勞務者を、必要に應じて工鑛業の事業經濟に格別の支障がない限り、農繁期にそれ〴〵自家に歸農せしめて自家の農業作業を手傳はしめるるのであつて市町村農會では當該市町村に於ける農繁期勞力調整計畫に照らして、増産確保上特に一時歸農を必要とする最少限度に於て調査し、歸農希望調書を作製して縣に提出し縣では關係職業紹介所と共に右希望調査に基いて工鑛業の事情を考慮し適當と認める工場鑛山などに對して一時歸農に關する獎勵斡旋をするのである。

この農村出身者の一時歸農は、今春季は全國で約五萬人、各五日間であつたが、本秋の農繁期に對する計畫では十萬人を最農繁期十日間歸農せしめることゝなつてゐて、歸農期間中は缺勤として取扱はず、また工場、鑛山に對してはなるべく歸農者の旅費の半額程度を支給するやう勸奨することゝなつてゐる。

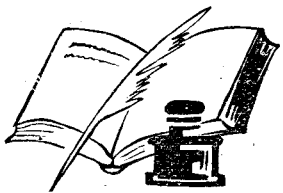
なほ一時歸農しない工場、鑛山に於ける工鑛

勞務者に對しては、必要に應じて農繁期に班を編成して集團的に勤勞奉仕作業をなさしめることになつてゐて、今春季の集團勤勞奉仕は延人員約二十萬人であつたが、秋の農繁期には延五十萬人を動員する豫定である。

秘密戦への防衛

△秘密戦の意義と價値

現代の國防はいふまでもなく國防總力戦であつて、國家のあらゆる要素が國防に参加する。この要素即ち國防要素は、人的要素と國防要素とであつて、人的要素は主として「人口」と「思想」物的要素は主として「資源」と「生産」である。いひかへれば、主として國家の「思想面」と「經濟面」と、之に關する「數」とである。



相手國のこれらの國防要素を破壊すれば武力戦の發生を封止出来るし、たとひ武力戦が發生しても武力を行使する以前に相手國を壓服することが出来るのである。かゝる國防要素の破壊は主として諜報、宣傳、謀略によつて平時から着々と行はれてゐるのであつて、これらを秘密戦と稱する。

そも〴〵國家の總力戦たる現代の戦争においては、單に武力戦のみに依頼するときは長期戦となり、勝者と雖も著しく國力を消耗するを以て、各國とも秘密戦により武力戦の速戦即決を期するの必要性を痛感してゐる。而も現代の如く文化の高度化とあらゆるものの國際的共通性と關聯性とは秘密戦の實行を可能且つ容易ならしめてゐるのであつて、その秘密戦の價値たるやまことに驚嘆すべきものがある。

△秘密戦・數々の例

今次歐洲大戰の實相は、秘密戦が現代の戦争に如何に重大な役割を持つてゐるか云ふことを如實に物語つてゐる。例へばドイツが開戦に

先立つてソ聯との間に不侵略條約を締結し、英佛に對する武力戰遂行の容易性を確保したるが如き、その他オーストリア及びチェッコの無血占領の陰に躍るナチスの思想秘密工作、ノルウェー及びデンマークに對する電撃作戰の裏面に拂はれた思想並びに外交秘密工作、バルカン經濟ルート獲得の爲に行はれつゝある通商並びに政治秘密工作等々、いづれもドイツの遂行し又は遂行しつゝある秘密戰である。而もかくの如き秘密戰は列國によつて我が國に對しても行はれて來たし、又現に行はれつゝある。例へば

(一)ワシントン會議等で我が國の軍備が不當に縮少されたこと。(二)移民法によつて我が國の人口問題の解決を困難にしたこと。(三)各種の國際思想、特に共產思想や自由主義思想の短所の注入によつて我が國內に思想混亂を起させたこと。(四)日本を包圍する有色人種を前衛とする白色人種の日本の發展妨害工作例へば英ソの支援による支那の容共抗日の如き、(五)最近アメリカの探りたる我が國に對する技術や資源等の

經濟封鎖。(六)最近國內に頻々と起る各種の災害や物資缺乏に關する容疑裏面工作。(七)法幣暴落に關するイギリスの經濟謀略等はこの等列國の我が國に對する秘密戰に他ならぬのである。

△諜報・宣傳・謀略

現代の諜報と雖も直接機密文書情報等の獲得を目指してスパイは目覺しく活躍してゐるが、最近の諜報の顯著な趨勢は、これらの機密情報の周圍に散在してゐる推定資料、例へば新聞、雜誌、年鑑、統計、報告等の公刊文書、繪畫、寫真等より目的とする斷片的情報を科學的に蒐集整理し所望の情報を獲得することである。この文書諜報については一般の人は殆んど無關心であるが、一枚の廣告、一葉の繪葉書にも注意が肝要である。

次に宣傳の趨勢であるが、交通通信の發達せる今日、往時の如く事實を捏造せる宣傳は直ちに暴露破摧されて効果を減少する。眞實を以て相手の急所に迫らなくてはならぬ。そこで寧ろ

不知不識の間に宣傳効果をうるやう文化の紹介普及等に偽裝して巧妙に行はれるのである。

經濟面の薄弱な國家に對する宣傳は、經濟謀略と併用して綜合効果をあげやうとする。いふ迄もなく宣傳の對象は思想面であるが、思想面は通常その大部分が根柢を經濟面に置き、兩面は相互因果關係にある。そこで宣傳はまづ經濟面に對する謀略に依つて或る種の不安動搖を起させ、宣傳を受け入れ易い状態としてからこれに乗じて宣傳を行ひ、思想面を動搖し兩者相俟つて迅速に目的を達しやうとする。

經濟謀略には大体「遮斷」と「破壊」の兩面がある。遮斷はいはゆる經濟封鎖であるが、之には兎角國交上の問題を起し易い直接遮斷を避け自己に有利な第三國を介して行ふ間接遮斷を企圖することが多い。破壊は相手國の威力圏内に於て主として非合法に行はれ、資源の燼滅、生産力の低下又は壊滅のため巧妙且つ科學的に實施される。この經濟謀略には必ず思想謀略が呼應してその効果は愈々擴大する。政治謀略とし

てのテロ工作は依然行はれるが、それは獨裁制の強い國家又は文化の低い國家に於てのみ大なる効果を認め得るに過ぎない。上海に頻發せる政治テロ工作、ヒットラー總統に對するミュンヘンにおける陰謀の如きそれである。

△秘密戰への防衛

防諜とは秘密戰へ對する防衛である。具體的にいへば諸外國が我が國に向つてする諜報、宣傳、謀略に對し我が國防力の安全を確保する行為または措置である。

防諜は大体、消極防諜と積極防諜とに區分する。消極防諜とは個人若しくは團體が自己に關する國家的秘密漏洩を防止し、又は自己に對する宣傳、謀略を阻止する行為若しくは措置をいふ。積極的防諜とは外國の我が國に對して行ふ諜報宣傳、謀略の企圖、組織またはその行為若しくは措置を探知、防止、破摧するを云ひ、主として官權の行ふものである。

國民が戸締りを嚴にし火の用心をしない限り如何に警察官や消防手を増加しても盜難や火災

を豫防することは出来ぬ。それと同様に國民たる各個人なり團體なりが、自ら秘密の漏洩を防止し宣傳、謀略を警戒しない限り、どんなに官憲が躍起になつても防諜の目的を達することは出来ない。

秘密戦の準備、基礎となるものは防諜であつて、宣傳、謀略實行計畫は勿論、諜報そのもの、計畫もまた諜報を基礎とすることは今更説明するまでもない。この意味で秘密戦に於ける諜報の地位は非常に高い。かゝるが故に我が秘密の漏洩を警戒し、我が弱點、缺陷、要點等を秘匿すべき消極防諜が完全であるならば相手國の諜報を防止することが出来る、實に諜報に對する防諜の主体は消極防諜であり、之なくしては眞の防諜はあり得ない。

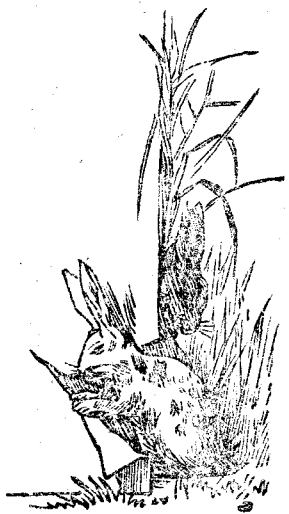
△社交と防諜の區別

「秘密で語つな秘密は漏れる」の標語が示すやうに、日本人は兎角秘密裡に秘密を話すものが多いが、之は防諜上最大の缺陷である。苟くも秘密に關する事項は職務上絶対に必要とする場

合の外、一切何人にも漏さぬことが肝要である特に乗物の中、宴席、會合等公衆の間で秘密を推知せられるやうな話は絶対に禁物である。殊に外國人と交際するものは防諜上の注意が最も大切で、社交と防諜の區別を判然とせねばならぬそれから「何々ださうな」「何々といふ話だ」といつたやうな根據なき噂話も決して話してはならぬ。スパイは到る處に合法的に生活してゐる。信じ易い性格の日本人は、うっかり信用して無意識の間にスパイの手先となり宣傳に利用されたり、遂には足の抜けぬ羽目に陥つて本物のスパイになることがある。

要するに宣傳の初動は相手側が與へるものであるが、これを傳播し効果あらしむるものは我である。兎角輕信し易くして口の軽い日本人は先づ沈黙を守ることが第一である。その他文筆に携はる人々の執筆上の心得として、或ひは戰線と銃後との間にやりとりする手紙の上に、防諜の着意を必要とすることは勿論である。特に多數の従業員を置き重要文書その他の機密を取

扱ふ會社、工場等において防諜と対策が一段と肝要なこと、これまたいふまでもないことである (陸軍省防衛課長 渡邊富士雄氏)



軍兎祭と兎の飼育

去る九月十六日は大陰曆の八月十五日で、所謂中秋の明月でありました。皆さんはお月様の中に兎が居ると云ふお話をよくお話し話で聞いてゐるでせう。これはもとより一つのお話であつて、月の中の兎の餅つきの形は月世界の大陸の姿なのですが、昔から月と兎とは非常に縁の

深いものとしていろ／＼面白いお話につくられてゐます。又、因幡の白兎の神話は教科書にも出てゐるあまりにも有名です。

おどろき話にもあるやうに兎は大變やさしい動物であります。この兎は戰時下の我が國で、毛皮として兵隊さんの防寒服になつたり、肉がおいしい食料になつて今回の事變に大きな仕事をしてゐることは皆さん御承知の通りであります。

このやうに命をお國のために捧げた兎の靈を慰めるために、この名月の十六日(舊十五日)を以て全國的に軍兎祭が行はれることとなり、本縣でも因幡の白兎を祭つてゐる氣高郡末恒村の白兎神社で縣農會が主催となつて午後一時から執り行はれ軍部關係者、縣係官、養兎關係者ら多數の生徒兒童が出席していと厳かに行はれる遠隔地の學校では午前十一時を期して兎に對する感謝の心持を表はす各種の催しが行はれたのであります。

兎はかはい、動物であります。前にも云ふ通り毛皮は零下何十度といふ寒い滿洲や北支で働いて居られる兵隊さん達にとつて無くてはならない防寒被服の材料となり、肉はおいしくて栄養となり一般家庭や軍隊の大切な食料となるのでありますから、銃後に於ける御奉公の一つとして是非みなが少しづつ、でもこれを飼はねなりません。

兎を飼ふことは誰でも少し注意すれば出来ることであります。老人や子供でも充分飼ふことが出来ます。飼ひ方についてはこの「軍變特報」の第一號、第十七號、第三十四號等に詳しく記しましたが、この際また簡単に説明して置きます。

◆兎の飼ひ方

飼育箱は何かの空箱で結構で、大きさは間口七十センチ、奥行六十センチ、高さ四十五、六センチ位で床は簀の子張とし、糞尿が下に漏れるやうにします。簀の子の間隔は一センチ位、なほ掃除や消毒に便利なやうに工夫します。

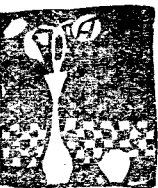
箱はなるべく乾燥して風通しのよい場所に置き夏は涼しく冬は暖くしてやります。

餌は野菜、牧草、野草、穀物粕、藁などいろいろありますが、ただ毒草類や生姜、玉葱、胡椒、韭など刺戟性のもは禁物です。給與回数は一日二回か三回特に夜の餌を多くします。その量は一樣には云へませんが一例を云ふと親兎一頭一日に穀類凡そ三十グラムに青牧草約四百五十グラム、又は穀類約三十グラムに乾牧草約三十グラム、根菜類約二百グラムです。餌をやるに於いて特に注意せねばならぬことは、時間を規則正しくすること、濡れたり腐つたりしたものを與へぬこと、同じものばかりやらないで配合してやること、及び清潔にすることです。尚青草が充分であれば水は必要ですが、夏の非常に暑いときは日中一回位やるがよろしい。生れて七八ヶ月で成熟し、子兎はおなかに三十日位ゐて生れ、年三回から四回位お産をします。兎が妊娠したら産箱に入れるのですが、産箱がなければ稍々廣い箱に入れてその一方側

を板などで圍つて外から見えぬやうにしてやります。子兎が生れたら余り巢の中を見たりしないやうにし、母兎に不安を與へぬやうにせねばなりません。

子兎は生れたてははだかで見えませんが十四、五日で目があき、うぶ毛が生えそろうひます。二十日ばかりすると母兎の餌の一部を食べるやうになるから、子兎のたべやすいやうに碎いてたり切つたりしてやります。かうして四十五日前後で親兎から離します。

兎には鼻カタル、寄生蟲、下痢等の病氣やその他の傳染病もありますが、よく注意すれば恐ろしいことはありません。箱を一年に少くとも二回クレゾール石鹼液又は三十倍位から五十倍位のクレオリンで消毒し、その他時々器具を煮沸して殺菌することが大切です。



十月の家庭蔬菜園藝

戦時生活實踐の一方途として生活を勤勞化生産化し、食糧の充實確保並に節約貯蓄に資するため「空閑地利用の一坪農場」に付ては本報第五十二號に記したのであつたが、之等の僅かな空閑地を利用して蔬菜園藝を行ふことは、戦時下趣味と實益の上から極めて有意義なことである。依つて此處に十月の家庭蔬菜園藝のやり方に付て記して置くから、各家庭では唯僅かな空閑地荒蕪地でも之を利用して蔬菜の園藝を初められたいものである。

先づ十月上旬に播くものは亀戸大根、二年子大根、葱、あしや、小松菜、京菜、壬生菜、芥子菜、(高菜)春菊、三ツ葉、菠薐草等で、中下旬には豌豆、蠶豆が適期である。定植するものでは苺、ふき、うど、にら、に

んにく、らつきよう、わけぎ、きやべつ、山葵
ちしや等がある。

一、播き方

二年子大根 播く十日程前に深耕して整地し
二尺幅の畦に一尺五寸置きに一ヶ所に五、六
粒宛播種する。

龍戸大根 少し高い畦を幅三、四尺に作つて
四、五寸置きに點播するのであるが、十一月
頃霜除けをすると生育がよく、形は小さいが
漬物には至極適したものが取れる。

京菜、壬生菜 二尺幅に條を切つて肥料をや
り一條播にする。

春菊、三ツ菜 二、三尺幅の稍々高い畦を作
つて散播する。

芥子菜(高菜) 一尺五寸の畦に施肥して條播
する。

ちしや 一坪に一勻五才の割に散播するもの
であるが、種が細かいので土をかけないこと
葱 二尺畦に散播して之も土をかけぬこと。

豌豆、蠶豆 二尺の畦に施肥して一尺置きに

五、六粒を點播し、發芽後一、二本残して育
てる。種は深く植へては發芽がよくないので
五、六分の深さにする。又冬は株元に粗糞や
糞等を敷いて寒さを防ぐのであるが、前年作
つた所に植へると病氣になつて育たない。
菠薐草 畦幅一尺五寸として一坪當り一勻位
播く。

二、植へ方

んにく 十月中に株間六寸置きに小球一ヶ
宛を六、七分の深さに植へる。

らつきよう んにくと同じやうに植へるの
であるが、浅いと皮が青くなり深過ぎると形
が長くなる。

にら 畦幅は一尺五寸、株間は五寸程にする
三ヶ年位は其の儘でよいが、葉が細くなるか
ら四年目位に株分して植へ換へる。

わけぎ 移植は一つ宛に割つて白い部分の莖
が隠れる程度の深さに植へる。畦幅一尺五寸
株間四、五寸とする。

玉ちしや 品種はメーキングがよく、畦幅四

尺の高畦を作り、五、六寸四方の距離に定植
する。

きやべつ 節の短いもの、葉柄が短く大きくて
扁平なもの、葉が多少内の方に曲つてゐるも
のがよく、木葉の二、三枚開いたものを二寸
四方の距離で假植する。

うご 發育のよい莖を土中に伏せて置くこと、
節芽の所から根が出て、更に芽が出るので此
の成長したものを切つて年内に植付ける。畦
幅は三尺、株間は一尺五寸、尙寒うごは十月上
旬までに莖葉を地上一寸の所で切つて十日後
に土をかけることよい芽が出る。

三、注 意

苗を移植するには根を傷めないことが大切で
軽く取扱ふがよい。ものに依つては先端を少
し切ることも結果がよい。

四、施肥方法

九月播きの大根、蕪、菜類の追肥は水肥とし
て十坪當り二貫から三貫目。

葱、芥子菜、京菜、菠薐草等十月に播種する

もの、元肥としては十坪に堆肥三貫目、油粕
二百匁、木灰三百匁、過磷酸石灰三百匁、下
肥六百匁見當である。其の他は硫酸アンモニ
ア、チリ硝石等を手に入れて一斗の水に二十
匁から四十匁に溶かして追肥にする。

五、管理と害虫驅除

秋大根の最後の間引きは一尺位の間隔にする
葉の大きすぎるもの、葉の濃色のもの等を間
引く、中耕除草は、京菜、菠薐草等特に必要
である。

害虫では大根や菜類につくサルハ虫、心虫、
カブラバチ等で、除虫菊、木灰を早期にかけ
ること。之は人畜には無害であるから安心し
て使つてよい。

九月十八日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第百三十四號掲載内容

表 紙 ハノイの花賣娘

一 北白川宮永ク王殿下御戦死遊レさる

一 偲び奉る北白川宮永ク王殿下

一 國防國家の建設に國勢調査も一役

十月一日は國勢調査、こんどの調査は今迄の様な人口調査だけでなく、高度國防國家建設の基礎資料を得ることに重點が置かれてゐます。さてその申告書にはどんな要領、記入すればいい、でせう

一 事變第四冬目の嚴寒にそなへて

兎の毛は盛んに兵隊さんの防寒具に造られてゐます

一 結婚新體制―農村の例を結婚改善村岡山縣の栗廣村に見る

滿洲國に建國神廟―建國忠靈廟創建

一 時局の子たち―茨城縣 富山縣

次代を擔ふ少年達はまず自らの心身を修練するために威

劍です

一 必死に守るイギリス―阻塞氣球の攻防戰

一 讀者のカメラ

一 讀物ページ

○蔣政權の行方―重慶放棄説をめぐつて ○新時代に備へて立つ―産業報國運動とは ○新版東亞風土記―フイリツ

ピンの巻 ○お臺所の新體制 ○海外小話 ○銃後點描―

東京府、石川縣 ○寫眞週報問答

週報第二〇五號掲載内容

一 通信、鐵道の新體制

一 選信大臣兼鐵道大臣 村 田 省 議

一 米の配給機構はどうなるか 農 林 省

一 電力動員計畫とは 企 畫 院

一 歐洲戰爭と新兵器 露 軍 省 情 報 部

一 ドイツ軍の兵器 海 軍 省 海 軍 軍 事 普 及 部

一 海戰兵器の話 外 務 省 情 報 部

一 南阿彌那の情勢 内 閣 情 報 部 編

一 新支那讀本（十一）

交通と通信

昭和十五年九月二十日印刷
昭和十五年九月二十日發行

發行 鳥取縣鳥取市東町
印刷 鳥取縣鳥取市大字古海支所